

平安女学院大学

令和 6 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和 7 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

平安女学院大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

キリスト教の精神に基づく建学の精神「知性を広げ、望みを高くし、感受性を豊かにし、そして神を知らせる」を踏まえた大学の使命・目的及び学部・学科の教育目的を学則において明文化し、学内外に広く知らせている。

大学の個性・特色であるキリスト教育に基づく教育のもと、地域社会や国際社会に積極的に貢献する人材の養成という大学の使命・目的を実現するために、学問分野の特性に応じた実践的教育と地域連携活動に積極的に取り組んでいる。

使命・目的及び教育目的を反映した中期計画「学校法人平安女学院第 3 次中期経営計画（2020～2024 年度）～学院創立 150 周年に向けて～」(以下「中期経営計画」という。)を策定し、推進している。

大学の使命・目的、学部の教育目的、教育目標、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は、毎年度、全学的な視点から見直しを実施することで、社会情勢の変化に対応している。

「基準 2. 学生」について

建学の精神、教育目的等にとつて定められたアドミッション・ポリシーに対応した入学者選抜を、妥当な方法により、適切な体制のもとに実施し、その検証を行っている。学生の受入れ数については、子ども教育学部の定員充足率に課題があるものの、今後、更なる努力により、定員を満たすよう期待したい。

教職協働による学修支援体制を整備し、適切に運営している。教育課程にキャリア教育科目を整備し、キャリアサポートセンターを中心にキャリア支援を実施している。学生サービスのための組織も設置され、適切に運営している。また、独自の授業料減免制度を設け、手厚い経済的支援を行っている。教育目的達成のために必要な学修環境を整備し、有効に活用している。授業内容に応じてクラスを編制し、適切に管理している。

学生の意見・要望は多様な方法で把握され、学生生活の改善に反映されている。

〈優れた点〉

○学修面で困難を抱える学生を支えるためにラーニングサポートセンターを設置し、特に子ども教育学部においては、学生有志がピアチューターとして授業課題の支援や学生生活の相談に応じている点は評価できる。

○卒業を条件として返還を免除される海外留学奨学金によって、毎年多くの学生の異文化

体験の機会を実現していることは評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

学部・学科の教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、ホームページや学生便覧等に掲載して学内外に公表している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準を学則で定め、適切に運用している。

各学部・学科のカリキュラム・ポリシーは各学部のディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。カリキュラム・ポリシーに基づいて授業科目を配置し、授業科目ごとに詳細なシラバスを作成している。「授業評価アンケート」を毎学期実施し、ホームページで結果を公開するとともに、授業及び教授方法の工夫・開発・改善に役立てている。

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価のためのアセスメント・ポリシーを定め、ホームページで学内外に公開している。学修成果・教育成果の検証のための具体的指標を定め、分析結果をフィードバックして教育内容・方法の改善を図っている。

「基準 4. 教員・職員」について

学長を大学運営における最高責任者として位置付け、大学の意思決定の権限と責任を明確にしている。学長がリーダーシップを適切に発揮するため、副学長を任命し、執行部会を設置するなど補佐体制を整備し、教学マネジメントを構築している。

教員の採用・昇任についての規則を定め、人事委員会を設置し、人事計画を策定するなど適切に運用している。教員の採用では、キリスト教教育への理解も重視している。

FD 委員会を設置し、教員研修の組織的な実施とその見直しを行っている。学長を委員長とする SD 委員会では、教職員の育成目標及び方針を明確化し、SD 委員会主催の研修会を実施し、SD(Staff Development)活動の改善や見直しにも努めている。

研究活動においては、学長を最高管理責任者とした責任体制を明確にしている。個人研究費の配分をはじめ共同研究費の運用に努めており、外部資金の獲得にも努めている。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

寄附行為、寄附行為施行細則、組織規程などの組織倫理に関する規則に基づき、理事会、評議員会を定期的に開催し、適切な運営を行っている。大学において、執行部会、教授会を毎月開催し、審議の場を設け、使命・目的を実現するための継続的な努力を行っている。

使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能している。理事会、常務会、専務理事、常務理事などを設置することにより、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。

中期経営計画を策定し、年度別の事業内容と収支目標を定めた上で、毎年度、改善・見直しを行いながら財務基盤の確立に努めている。

監査については、定期的に内部監査、監事、監査法人の三者間において意見交換が行われており、会計監査の体制は整備され、厳正に実施されている。

「基準 6. 内部質保証」について

「自己点検・評価規程」を定め、自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。「内

部質保証の方針」を定め、ホームページで公開している。内部質保証の推進に責任を負う組織として学長を委員長とする自己点検・評価委員会を設置し、教員及び事務組織の責任者、法人事務局長を構成員とする組織体制を整備している。

三つのポリシーを起点としたアセスメント・ポリシーを設け、IR(Institutional Research)実施計画に基づいて各レベルでアンケート調査を実施し、客観的なエビデンスとして積極的に活用している。「自己点検・評価報告書」は学内で共有され、ホームページで学外にも公開している。IR 活動は学長直属の調査企画室が担当しており、IR 機能を果たす体制を整備している。

自己点検・評価、認証評価による第三者評価などの結果を踏まえた中期経営計画に基づき、大学運営の改善・向上のために内部質保証の仕組みが機能している。

総じて、大学の個性・特色であるキリスト教教育に基づく教職協働体制によって、一人ひとりの学生に寄添う丁寧な学修支援を実践しており、学問分野の特性に応じた実践的教育と地域連携活動にも積極的に取り組んでいる。内部質保証の方針や責任体制を整備し、自己点検・評価を中心とした内部質保証の仕組みを確立しており、今後は、内部質保証の仕組みを機能させることによって、安定的な学生の確保につなげることを期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域社会との連携」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

キリスト教の精神に基づく建学の精神「知性を広げ、望みを高くし、感受性を豊かにし、そして神を知らせる」を踏まえた大学の使命・目的及び学部・学科の教育目的を学則第 1 条に明文化している。大学の個性・特色であるキリスト教の精神に基づく教育、各学部

おける地域社会及び国際社会に積極的に貢献する人材の養成を学則第 1 条に明示し、学問分野の特性に応じた実践的教育と地域連携活動に取り組んでいる。

大学の使命・目的、学部の教育目的、教育目標、三つのポリシーについては、毎年度、学部教授会、入試・募集委員会、教務委員会での点検を経て、執行部で全学的な視点から見直しを実施することで、社会情勢の変化等に対応している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員・教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

役員・教職員はキリスト教の精神を踏まえた建学の精神や大学の使命・目的等への賛同を前提として就任・入職し、入職時の各種資料、礼拝への参加や会議前後の祈とうなどにより理解を深めている。使命・目的、教育目的が定められている学則の改定は、学部教授会の議を経て、理事会及び評議員会にて審議しており、役員・教職員の関与・参画による理解と支持を得ている。使命・目的、教育目的、教育目標は、ホームページ、大学案内、学生便覧を通じて学内外に周知されている。

使命・目的及び教育目的を三つのポリシーに反映した国際観光学部と子ども教育学部を設置し、各センター等の教育研究組織を整備している。

使命・目的及び教育目的を反映した中期経営計画を策定し、推進している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、建学の精神、教育目的等にとつて明確に定められ、ホームページや入試募集要項などで公表されている。また、オープンキャンパスや進学説明会で受験生や高校教員などに直接説明を行い周知している。

学生の受入数については、一部の学科において収容定員に対し未充足の状況にあるため、今後更なる努力により定員を充足することが求められる。

学部別に定めたアドミッション・ポリシーに対応した入学者選抜を妥当な方法により適切な体制のもとに実施し、またその検証を行っている。

〈改善を要する点〉

○子ども教育学部子ども教育学科の収容定員の充足率が 0.7 倍未満となっているので、収容定員充足に向けた改善が必要である。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教務委員会、教務チーム、各事務部署職員が連携して、教職協働による学修支援体制は適切に整備され運営されている。

教員の教育活動を支援するための TA 制度は設けていないが、ラーニングサポートセンターを設置し、学生有志の協力を得て学修面で困難を抱える学生の学修支援を実施している。オフィスアワー制度も全学的に実施している。また、配慮を要する学生についても組織体制を整備し、適切に対応している。中途退学、休学及び留年などへの対応も適切に行っている。

〈優れた点〉

○学修面で困難を抱える学生を支えるためにラーニングサポートセンターを設置し、特に子ども教育学部においては、学生有志がピアチューターとして授業課題の支援や学生生活の相談に応じている点は評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア教育のための支援体制として、国際観光学部においては、キャリアデザイン科目を複数設けている。また、金融関連資格取得対策講座を金融系の企業を志望する学生に対し提供し、支援している。子ども教育学部では、教育実習に加えて実習科目を配置しキャリア教育を行っている。また、採用試験に向けた対策として「アグネス塾」を開催している。対象資格取得時に奨学金を給付する「資格チャレンジ制度」も設けている。

就職に対する支援体制については、キャリアサポートセンターを設置している。このセンターが中心となって、就職講座、就職ガイダンスを開催し、学生への個別面談、カウンセリング、相談に対応しており、更に保護者への支援・対応も実施するなど、就職支援体制を適切に実施・運営している。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、福利厚生のための組織として、学生部、学生サービス委員会が設置され、適切に運用されている。

独自の授業料減免制度を設け学生に対し経済的支援を適切に行っている。外国人留学生への支援は、教職協働による留学生支援委員会を設け対応している。学生の海外留学については手厚い経済的支援に加え、事前指導、留学中のサポートが十分に行われている。

学生の健康管理については保健室及び学生相談室を設置し運用している。学生の課外活動への支援も適切に実施している。

〈優れた点〉

○卒業を条件として返還を免除される海外留学奨学金によって、毎年多くの学生の異文化体験の機会を実現していることは評価できる。

〈参考意見〉

○学生相談室の設置場所について、プライバシーの保護への配慮など一層の充実が望まれる。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎、図書館、情報処理施設などの施設・設備を適切に整備し管理している。

学修環境についても、教育目的達成のために必要な環境を整備し、かつ有効に活用している。図書館も適切な規模であり、十分な学術情報資料を確保している。開館時間も含め図書館を十分に利用できる環境を整備している。ICT（情報通信技術）環境についても適切に整備している。

施設には、エレベータ、スロープ、多目的トイレを設置しており、施設・設備の利便性は概ね確保されている。

授業のクラスサイズは、適切に管理されている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

「授業評価アンケート」や「学生生活・学修行動に関するアンケート」など、学修に関する学生の意見・要望を把握するシステムを適切に整備している。把握されたデータを分析しフィードバックを行うことで、学修支援の体制を改善する仕組みも整備・運用されている。

学生生活や施設・設備等の学修環境に関しても、「学生生活・学修行動に関するアンケート」の実施、「リクエストボックス」の設置、「リーダーズセミナー」での意見聴取により、学生の意見・要望を把握・分析し、学生生活の改善に反映している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、ホームページや学生便覧などに掲載して学内外に公表している。ディプロマ・ポリシーと各科目との関連性については、カリキュラムマップを作成し、学生便覧に掲載するとともに、各科目のシラバスにおいても当該科目と関連のあるディプロマ・ポリシーを示している。

単位認定に当たっては、当該科目のシラバスに示されている到達目標に対しての到達度を測ることで成績を評価している。他大学等で修得した単位の認定について、学則で規定し教務委員会と教授会の審議を経て認定している。卒業要件を学則で定め、教務委員会で修業年限及び修得単位数を精査し、学長が教授会の意見を聴き、最終的に卒業を決定している。

〈参考意見〉

○シラバスについて、一部の科目で授業計画及び予習・復習を含めた授業外学修の内容や単位数に対応する時間数が明示されていないため、適切に示すことが望まれる。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを定め、ホームページや学生便覧などに掲載して学内外に公表している。各学部のカリキュラム・ポリシーは、各学部のディプロマ・ポリシーに定める修得すべき資質・能力の達成に必要な教育課程や教育内容等を示しており、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。カリキュラム・ポリシーに基づき授業科目を配置し、授業科目ごとに詳細なシラバスを作成している。

教養教育の実施体制は、教務委員会が担っており、同委員会のもとに設置した教養教育担当者会議が、各学部における教養教育について検討している。

「授業評価アンケート」を毎学期実施し、その結果をホームページで公開するとともに、科目別の結果を当該科目担当者にフィードバックし、授業及び教授方法の工夫・開発・改

善に役立てている。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法として、アセスメント・ポリシーを定め、ホームページで学内外に公開している。アセスメント・ポリシーでは、機関レベル、学部レベル、科目レベルの各レベルにおいて学修成果・教育成果を検証・改善するための具体的な指標を定めている。学修成果の点検・評価は、各レベルの指標をもとに各委員会や教授会で実施している。アセスメント・ポリシーに定める指標の状況について、科目レベルの学修成果の確認や授業の改善・向上で重要な指標となる「授業評価アンケート」は自己点検・評価委員会が担当しており、授業担当者や学部の結果をフィードバックして改善に取り組んでいる。また、機関レベル・学部レベルについては、「卒業時アンケート調査」の分析結果をフィードバックして教育内容・方法の改善を行っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学則において「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と定め、学長を大学運営における最高責任者として位置付け、大学の意思決定の権限と責任が明確になっている。学長がリーダーシップを適切に発揮するため、副学長を任命し、執行部会を設置するなど補佐体制を整備し、使命・目的の達成のための教学マネジメントを構築している。

学則及び組織規程で教授会の組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能している。教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項については、学長があらかじめ定めて周知している。

組織規程に基づいて、調査企画室、大学事務室、入学センターなどを設置し、教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確にしている。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準上、必要な教員数を確保し、主要授業科目は専任の教員を中心に配当するなど、適切な運用を行っている。教員の採用・昇任の方針に基づく規則については、「平安女学院大学専任教員選考規程」「平安女学院大学教員の昇任審査内規」を定め、人事委員会を設置し、人事計画を策定するなど適切に運用している。教員の採用については、原則として公募制を採用しており、キリスト教の精神に基づく建学の精神への理解も重視している。

学内組織として FD 委員会を設置し、FD の組織的な実施とその見直しを行っている。FD 研修は、原則として全教員に参加を促しており、欠席者へは録画映像の視聴などで対応している。「授業評価アンケート」を年 2 回実施しており、その結果をホームページで公表している。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の知識・能力等の向上を図ることを目的として、学内研修をはじめ外部の研修を有効に活用しながら職員の資質向上に努めている。職員として必要な知識・技能の習得を図るために、学長を委員長とする SD 委員会を設置し、職員の育成目標及び方針を明確化した上で、SD 委員会主催の研修会を実施している。研修当日に業務等で欠席した職員に向けて録画視聴の対応も行っている。また、SD 委員長及び調査企画室を中心に SD 活動の改善や見直しについても努めている。

4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員及び特別任用教員には、個人研究室が準備され、机、椅子、書架、ミーティングテーブル等の備品を配置しており、加えてパソコン及びプリンタを貸与している。研究活動に関しては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、「公的研究費の不正使用防止及び公正な研究活動の推進等に関する基本方針」を定め、ホームページにて不正防止計画なども公表しており、学長を最高管理責任者とした責任体制を明確にしている。また、研究活動への資源配分としては、個人研究費の配分をはじめ共同研究費の運用に努めており、教育研究に関する人的支援としては、科学研究費助成事業の申請などの学内説明会を実施し外部資金の獲得にも努めている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為、寄附行為施行細則、組織規程などの組織倫理に関する規則に基づき、理事会、評議員会を定期的に開催し、適切な運営を行っている。大学において、執行部会、教授会を毎月開催し、審議の場を設け、使命・目的を実現するための継続的な努力を行っている。私立学校法第 47 条及び私立学校法第 63 条の 2 などで指定している事項について、規則を整備するなどして、閲覧に供し、情報の公表を適切に行っている。

「公益通報等に関する規程」「個人情報保護規程」「ハラスメント防止規程」等を定め、人権について配慮している。「危機管理規程」「危機管理委員会規程」を制定し、学内外に

対する危機管理体制を整備するとともに、危機管理に関わるマニュアルを整備し、計画的に避難訓練を実施している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為第 11 条に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」、寄附行為第 15 条第 2 項において「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と定め、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能している。寄附行為第 13 条に「理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、またはその職務を行う」と定め、補佐体制を整備している。理事は寄附行為第 6 条に基づいて、適切に選任している。理事会は、寄附行為第 15 条第 3 項に「理事会は、理事長が招集する」と定め、原則として、月に 1 回開催している。理事、監事の出席状況に問題はなく適切に運営している。理事会の欠席時に意思表示を行う委任状も適切である。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会、常務会、専務理事、常務理事などを設置することにより、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している。理事長は、大学の教授であり、副学長を兼務し、大学の管理運営や教学について、現状を把握している。学長は、評議員会等法人の重要な会議の構成員であり、法人全体の動向を理解した上で、大学を統括している。大学の各学部・学科・センター等から審議提案された案件は、執行部会を経て、学長が決定しており、教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備している。

監事は寄附行為第 7 条により適切に選任しており、理事会、評議員会などへの出席状況も良好で、職務を適切に行っている。評議員は寄附行為第 23 条により適切に選任しており、評議員会への出席状況も良好で、評議員会の運営も適切に行っている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

5 か年の中期経営計画を策定し、年度別の事業内容及び収支目標を定めた上で、毎年度、改善・見直しを行いながら財務基盤の確立に努めている。具体的には、学生の確保が厳しさを増す中、人件費をはじめ経常費等の圧縮により収支均衡に努めている。

また、これまでの大規模改修などの設備投資による有利子負債の返済計画において、京都キャンパスの一部の土地建物を売却するなど、財務基盤の改善及び安定化に努めている。

外部資金の獲得においては、科学研究費助成事業等の外部資金の獲得を目的に、教員への説明会の開催など積極的に取組んでおり、令和 5(2023)年度は、複数の教員が科学研究費助成事業の補助金を獲得している。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準に基づき、「学校法人平安女学院経理規程」「学校法人平安女学院予算執行規程」等の規則を整備している。実務的に対応の難しい財務案件については、日本私立学校振興・共済事業団及び公認会計士に適宜助言を求めており、適切に会計処理を行っている。また、当初予算で想定されていない収入・支出については補正予算を編成し、理事会での承認を得ている。監査については、定期的に内部監査、監事、監査法人の三者間において意見交換が行われており、会計監査の体制は整備され、厳正に実施されている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証で重要な役割を担っている自己点検・評価について、全学的な方針を学則第2条で規定し、「自己点検・評価規程」を定め、自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。内部質保証の実施体制等については、学長を委員長とする自己点検・評価委員会を設置し、学長を中心に教員及び事務組織の責任者、法人事務局長を構成員とする組織体制を整備している。令和4(2022)年9月の自己点検・評価委員会において「内部質保証の方針」を定め、ホームページで公開している。同方針において、内部質保証の推進に責任を負う組織は自己点検・評価委員会であることを明確化している。また、自己点検・評価結果を踏まえ、改善のための施策を実行することも明記し、運用している。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

入学から卒業までの学修成果や学修行動等を継続的に測定するために、三つのポリシーを起点としたアセスメント・ポリシーを設け、機関レベル、学部レベル、科目レベルのそれぞれに指標を設定している。具体的指標となる各種アンケートは、年度ごとのIR実施計画に基づいて実施され、可視化されたデータは自己点検・評価において客観的なエビデンスとして積極的に活用されている。調査の結果概要、自己点検・評価委員会において取りまとめられた自己点検・評価報告書は学内で共有され、ホームページで学外にも公開している。学内外の情報収集や分析、IR活動の計画立案等は学長直属の調査企画室が担当しており、IR機能を果たす体制を整備している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

中期経営計画を踏まえた毎年度の事業計画に基づき、大学運営を行っている。自己点検・評価、認証評価による第三者評価などの結果を踏まえた中長期的な計画に基づき、大学運営の改善・向上のために内部質保証の仕組みが機能している。

各年度の自己点検・評価について、学部や委員会等では、自己点検・評価報告書の作成

等を通じて行われ、三つのポリシーを起点とした内部質保証の中核となる自己点検・評価委員会では、学長を中心に全学的な観点からの自己点検・評価を実施している。これらの過程において、学修成果を可視化したデータで把握するために、アセスメント・ポリシーに定める指標の状況についても注視している。取りまとめた自己点検・評価報告書については、全学教職員で共有し、教育研究活動や管理運営の改革・改善に活用している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域社会との連携

A-1. 地域社会との連携・協力

A-1-① 学部の特徴を生かした取り組み

A-1-② 地域社会との連携による取り組み

【概評】

大学の使命・目的である「地域社会ならびに国際社会に積極的に貢献する人材を養成すること」に関して積極的に各種の取組みを行っている。

各学部の特色を生かした取組みとして、国際観光学部では、観光都市・京都にキャンパスがあるという立地を生かし、実習科目である「京都観光案内実習Ⅰ」「京都観光案内実習Ⅱ」において修学旅行案内などのボランティアガイドを通じ、ニーズに合わせた観光ガイドのあり方について実践的に学修する取組みを行っている。子ども教育学部では、キャンパスのある大阪府高槻市において、学生たちが地域の「高槻まつり」で子ども向けに企画・運営した出展や、子どもの居場所づくりのためのボランティア活動「おかえりひろば」などを行っている。各学部とも、立地だけでなく学びの特色を生かした活動を学生たちが主体的に行っている。

地域との連携協定に基づく取組みとして、国際観光学部では、京都市動物園の夜間開園イベントの企画を上級生が行い、下級生がイベント実施に関わるなど動物園の活性化のために学年を超えた取組みを行っている。また、奈良県五條市名産の柿について学生たちが五條市職員の出張授業を受け、柿をピーアールする活動など地域の魅力を発信する取組みも行っている。子ども教育学部では、高槻市や高槻市教育委員会との協定に基づく高槻市の幼稚園や小学校の教育現場の体験活動や、キャンパスに併設されている高槻市地域子育て支援拠点事業一般型施設「どんぐりの森」でのボランティアなどに参加し、地域と連携した学部の学びに寄与する取組みを行っている。